総 務 産 業 常 任 委 員 会

期　日　令和６年１月２３日（火）
時　間　午　前　１０：００
場　所　議　場

○議事日程
１．委員長あいさつ
２．請願第１号　今金町補助金交付事業において監査委員報告の「一般会計の事務処理に疑義があることにより額の確定に至っていない補助事業が２件ある」に関する請願
３．その他

○出席委員（１１名）

委員長７番	村　上　忠　弘　君	副委員長６番	岸　　徹　也　君
１番	苅　屋　泰　裕　君	２番	岸　　雅　子　君
３番	矢　内　義　則　君	４番	上　　村　　忠　君
５番	内ケ島　祐　一　君	８番	川　上　絹　子　君
９番	向　井　孝　一　君	１０番	村　　瀬　　廣　君
１１番	日　置　紳　一　君	（参与）	芳　賀　芳　夫　君

○欠席委員（０名）

○出席事務局職員

議会事務局長	伊　藤　靖　徳　君
議会事務局主事	五十嵐　陽　基　君

開議　１０：００

○委員長（村上忠弘君）　おはようございます。本日の総務産業常任委員会にご出席頂きありがとうございます。まず元日に起きました石川県能登半島地震から３週間が経ちました。被災に遭われた方に対して、改めて心よりお見舞い申し上げます。また亡くなられた２３３名の方にも心より哀悼の意を表します。１日も早く復旧復興を願うところでございます。

さて令和５年第４回定例会において、請願第１号について議長より総務産業常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました。よって常任委員会を開催し取り進めて行きますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げ、冒頭の挨拶とさせて頂きます。本日はよろしくお願いいたします。

○委員長（村上忠弘君）　只今の出席委員は１１名で定足数に達しておりますので、総務産業常任委員会を開会いたします。

令和５年１２月、第４回定例会において本委員会に付託をされました、請願第１号　今金町補助金交付事業において監査委員報告の「一般会計の事務処理に疑義があることにより、額の確定に至っていない補助事業が２件ある」に関する請願を議題とします。

お諮りいたします。請願第１号については、紹介議員が本委員会の所属議員であり、審査の内容から紹介議員の出席を求める事としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（村上忠弘君）　異議なしと認めます。よって紹介議員の出席を求める事に決定をしました。なお、請願書の写しはお手元に配布のとおりです。

それでは紹介議員より請願第１号の説明をお願いいたします。内ケ島君。

○５番（内ケ島　祐一君）　（登壇し、請願書写しの朗読説明。記載省略）

○委員長（村上忠弘君）　説明が終わりました。只今の説明に対し、質疑ございますか。

○１０番（村瀬　廣君）　紹介議員に対しての質問でもよろしいですか。私から１点だけ質問をさせて頂きます。請願の（２）に今金町が弁護士調査をしなければならない根拠と妥当性について調査とありますけれども、これは理事者側から弁護士を使って調査をするという事で、その費用は議案として出されました。それは議会としては全会一致でそれを承認しています。その一人であるあなたがなぜ紹介議員になったのか、お知らせ頂きたい。

○委員長（村上忠弘君）　内ケ島君。

○５番（内ケ島祐一君）　弁護士の調査費用は確かに議決をしました。ただ疑義がある事を調査するという事で私は思っておりました。でも疑義がある調査の報告はまずなされてない。そして目的通り使われているかどうかの調査をするものだと私は思っていました。ただ今その報告が無い中で何に使われたのかという方向に向かっているので、それは違うのかなと。賛成したのは目的通りにこう使っているのか、書類があるのかいう感覚では

いるのだけれども。まずいですか。
○１０番（村瀬　廣君）　理解出来ません。
○８番（向井孝一君）　委員長いいかい。
○委員長（村上忠弘君）　ちょっと待って。今の村瀬委員の質問は調査費用を全会一致で付けたのに、付けたあなたが紹介議員になられた部分での質問なのですよね。それは承諾をしたのだけれども、違う意味という事ですよね。
○５番（内ケ島祐一君）　そうです。
○委員長（村上忠弘君）　その違う意味というのは。適正に使われたのかどうかという事。
○５番（内ケ島祐一君）　その調査だと思っています。その適正というか、目的通りに使われているのかという調査だと思っていました。それで今その報告が無い中で。
○委員長（村上忠弘君）　ちょっと待って。村瀬君。
○１０番（村瀬　廣君）　この請願書を受けて紹介議員になったのは、出されたのは令和５年１２月７日ですよね。今ではないのですよ。この時点では我々が認めた弁護士が一生懸命調査をしている段階です。その中で疑義を感じるというのは何なのですか。何に疑義を感じたのか。
○５番（内ケ島祐一君）　これは町民の方に、請願者の方にきちっと調査をして説明をしなければならないと思いますので、それも紹介議員のつなぎ役なのかなと。さきほど言ったように不信、不信というわけではないですけれども、何に使ったのかというのは後からだというふうに思うし、今は目的通りに使われているのかを調査しなければならないと思います。それで紹介議員という事でならせて頂いたのですけれども。言葉足らずで申し訳ないのですけれども。
○委員長（村上忠弘君）　村瀬君、理解してくれます。それで。
○１０番（村瀬　廣君）　理解は出来ませんが、それ以上の答弁は無いと思うのでよろしいです。
○委員長（村上忠弘君）　分かりました。次に、向井君。
○８番（向井孝一君）　この会議は紹介議員に対する質疑で終わる会議ではないと思います。なぜこういうものが出たのかという事を議会がきちっと考える。つまりはかなりの月数が経ったのにも関わらず理事者から我々に対してきちっとした説明が無い。ましてや町民には全く情報が無いという背景の中でこういうものが出てきたというのは、これは町民側の行動としては当然だと思うのですよ。そういう中において紹介議員との質疑応答だけでというのはまずいやり方で、私は一端引っ込めて、この事に対する感想を全議員がどんな事を思っているのかというのを私は聞きたいです。
○委員長（村上忠弘君）　向井君に言いたいです。質疑の場です。意見は後程聞きます。他に質疑ございますか。質疑がないようですので、これで質疑を終わります。紹介議員は席にお戻りください。もう１度、向井君お願いいたします。ごめんなさい。それでは紹介議員の説明を踏まえて、本請願に対し委員の皆様からそれぞれ意見を頂き整理をしたいと

思います。只今、村瀬委員からなぜ紹介議員になったのかという、そういうご質問でございました。それは後程、正副、事務局と協議をしながらまとめて、後程報告をする場を作りたいと思います。意見として先ほど向井君からありましたけれども、向井君もう一度。

○８番（向井孝一君）　請願の受理というのは自治法の中できちっと決められているんですよ。確かに文面の中に疑義がある部分もあると思うのだけれども、やはりなぜ請願が出されたのかという背景をもう少し皆様に考えて頂きたい。それは私が先ほど言ったように例えば町費を使って弁護士を頼んだよと。しかしその間の説明は我々に対して何もない。全員協議会の中で９月２７日までの流れは時系列としてありましたけれども、それ以後にものすごい時間もかかっていながら、１２月定例会においても正確な説明が全く無かった。つまり警察に対して告訴ではなく告発をしただけで終わっている。この問題というのはやはり商工会がｉスマイル、観光協会、事務委託を受けているわけですよ。その商工会から議会に対しても何の説明も未だかつてない。今後これが採択されて議会としてどうするのかという事をちゃんと方向性を決めて、その辺についてはやはり参考人聴取をしたり、あるいは理事者に向かって項目別に質問を投げかけて説明を求めるというふうにいくと思うのです。ただここで考えていかなければならないのはもう少しで新年度予算の審議に入っていくわけですよ。本当に時間の無い状態の中で、きちっとした対応をしていかないと、あいまいのまま日にちだけが過ぎていくというやり方では町民の人には納得をしてもらえないと思うので、その辺をふまえながら、全議員から皆様の意見を聞きたいと思うのだけれども。

○委員長（村上忠弘君）　向井君。先ほどの発言の中で告訴、告発という言葉が出てきました。それはまだ何も理事者からの説明を受けていない段階での発言なのですよね。訂正するのなら。

○８番（向井孝一君）　訂正しません。

○委員長（村上忠弘君）　訂正しないのですか。

○８番（向井孝一君）　はい。

○委員長（村上忠弘君）　１２月定例の町長の答弁の中で厳正に対処し、予定の段階にきていると。情報提供については調査に影響がある事から止められているという町長からの答弁でした。一定の結果が出た時点でお話をしますと。最終的にはうやむやにする事は無いという事での町長からの答弁を貰っているのですよね。それでは満足をしないという事なのですね。

○８番（向井孝一君）　それで満足すれっていうのが全くおかしな話であって、１１月の２２日ですよ。書類を警察に持っていったというのはね。それからもう何か月経っている。

○委員長（村上忠弘君）　ちょっと待って下さい。持って行ったという事実はどこで分かったのですか。

○８番（向井孝一君）　名誉町民の関係で町長と副町長がまわってきた時にその話をしました。私にはね。それは他の議員さんにも言っていると思うのですよ。

○委員長（村上忠弘君）　暫時休憩します。

休憩　１０：１８
開議　１０：２８

○委員長（村上忠弘君）　休憩を解き、開議します。向井君。
○８番（向井孝一君）　その部分にはね、録音もしていないからあれなんだけれども、まあ公式の場所での発言ですから、それに対しては撤回をします。先ほどの。
○委員長（村上忠弘君）　その言った事を全部ちゃんと述べて下さい。
○９番（川上絹子君）　向井さん、公式の場所で言われたのではないと言ったけれど聞いたんでしょ。本当に。聞いたのなら撤回する必要はないんじゃない。
○８番（向井孝一君）　それは聞きましたけれども。ただ公式の場所で聞いたわけではないから撤回をしなさいという事でしょ。それは撤回をしても良いですよ。つまりは名誉町民の説明に来た時にそういう話を聞いたという事を撤回しなさいという事でしょ。
○委員長（村上忠弘君）　うん。
○８番（向井孝一君）　じゃあ、それはそれで良いです。撤回します。
○９番（川上絹子君）　何で撤回するの。
○委員長（村上忠弘君）　暫時休憩します。

休憩　１０：３０
開議　１０：３７

○委員長（村上忠弘君）　休憩を解き、開議します。
○８番（向井孝一君）　その部分だけで時間を使うのは皆様に大変迷惑かかることですので、書類を出したという事の中で、告訴、告発という言葉については撤回をいたします。それで引き続き。
○委員長（村上忠弘君）　意見ですか。
○８番（向井孝一君）　はい。この請願に対する受け止め方を全議員に聞いていただきたい。
○委員長（村上忠弘君）　請願に対する意見という事で、皆様に聞いてほしいという提案があったので、出来れば発言をして頂きたいと思います。下の方から。副委員長、岸君から。
○副委員長（岸徹也君）　今、請願に対しての考えというところでございます。請願の背景については、先ほど向井委員の方から色々話がありましたけれども、私もやはり重く受け止めなければならないだろうと、そう考えております。この中身というものはもろもろあるのですけれども、住民の方々が議会に対してしっかりやってくれよという思いがつまった、私は請願ではないのかなと、そう感じております。中身の方で１つ１つ言いますけれども（１）に関して、その再発防止の部分も明記されております。この事はやはり重要

な事だろうと私は考えます。よくこの議論になる時に全容が解明されなければ、再発防止の策というものは大変難しいだろうという議論というのが必ず出てきます、全容解明はいつ出来るのでしょうか。いつ全容解明になるのでしょうか。まったく今の時点では分かりません。今月に解明されるのか、しかも全容です。5年後に全容が解明されるのか全くわからない状況、議会として取り組める事というは限度があるのかもしれません。やり方にかなり制限も入るのかもしれませんが、しかしその全容解明をまって、それから動くという事ではなく、やはり議会というのは独立した機関ですから、やれる事はしっかりやっていかなければならない。（1）についてはそういう思いでいます。（2）に関しては先ほど村瀬委員から指摘がありました。確かに、事実関係調査業務委託料という形で我々全議員で議決している費用でございます。これについては、そのような形で議決をしているわけですからこれに対してその根拠妥当性というところではもうすでに終わった事なのかなという考えでおりますので、（2）に関して私はこの請願書については取り扱いは厳しいのかなという思いです、（1）の部分だけ一部願意妥当。こういう思いでこの請願書は考えておりました。

○委員長（村上忠弘君）　苅屋君。

○1番（苅屋康裕君）　先ほど岸議員が述べたように、この請願書の中身について、主旨については私も賛同いたすところです。1番についてですが実態解明と再発防止、これも先ほど述べられておりましたが、私も全容解明なってからという思いが当初ありました。ですがそれも本当にいつ全部全容解明になるかというのが今のところまったく不透明であると考えますと、これから観光や色々な事業が進む中で円滑に町民の方々に疑義がもたれないように、円滑に進めるためには、これは同時進行で再発防止を考えていく必要があるのだろうと私は考えています。その中で当然実態もある程度分からなければ再発防止という話にならないと思うので、これは理事者や関係の方々から話を聞いてどういう事なのか原因究明といいますか、疑義が持たれた理由についてを調査して、それにともなって再発防止を考えるというやり方も、1つあるのかなと私は考えています。2番に関してはこれは先ほどもありましたが、議決をなされた案件であるというふうに私も理解しております。当然ながら議決するにあたってその内容を精査されて議決されたのだろうと考えておりますが、これは本来ならば町民の方に広くその理由等々を周知されるべきものであったのにも関わらず、このように請願としての中身が出てきたという事であれば、町民の方々に広く伝わっていないという証拠ではないのかなと私は思っております。理事者や議員が分かっていても本来主役である町民の方々が知っていなければ本末転倒の部分があるのではないかなと私は考えております。なので紹介者の方もそう思いながらも苦しい立場でこれを引き受けたと思いますが、やはり町民の方々になぜこのお金がこのように使われたのかという事もしっかり説明出来るような報告が必要なのではないのかなと思いますので、1番2番含めた形で願意妥当だというふうに考えております。

○委員長（村上忠弘君）　岸雅子君。

○２番（岸　雅子君）　私も岸徹也議員、苅屋議員が言われたとおりに意見としては同じ意見です。この問題はやはり今金町としては大変大きな問題なので、大きな問題という事はやはり時間もかかるというふうに捉えています。いまこの時点で出来る事というのは報告受けているとおりだと思っております。ただ、いち議員として町民の方や不安に思った方、色々な方に声を掛けられたり聞かれたりする時には、報告された事をきちんと正確に伝える事が大事だと思っておりますので、自分の思いや、情報を色々聞いた時にそのものをお話するのではなく、きちっと正確なものをお伝えしていきたい。今後も見守っていきたいとそのように考えます。以上です。
○委員長（村上忠弘君）　この請願の主旨はどうですか。
○２番（岸　雅子君）　願意妥当だと思います。
○委員長（村上忠弘君）　矢内君。
○３番（矢内義則君）　本件につきましては、只いま司法の調査中でございますので私からのコメントは控えさせて頂きます。
○委員長（村上忠弘君）　請願の主旨はどう思いますか。
○３番（矢内義則君）　私は今回の件につきましては、７月に出された臨時会の中では弁護士費用については賛成しております。
○委員長（村上忠弘君）　願意妥当なのか。一部。
○３番（矢内義則君）　私は妥当だと思います。
○委員長（村上忠弘君）　上村君。
○４番（上村　忠君）　まずこの今回の請願についての町民の思いというのは理解出来るというふうに考えております。ですが、先ほどらい話が出ていますけれども議会として出来る事は精一杯やるべきですが議会の範疇を超えた部分については中々難しいのかなと感じています。その中での（１）実態解明と再発防止、再発防止については徹底的に議会としてやるべきだと考えております。ただ実態解明につきましては、現在弁護士を立てて司法でやっている状況がある中で、やはり岸雅子委員が言いましたけれども、大きな問題は時間が掛るものだというふうに理解しております。どんな訴訟がおきた場合についても２年３年かかる、大きな問題であればかかる場合があると感じ得ています。現段階で遅い早いとかいう状況を判断する場面ではないのかなというふうに感じています。（２）の弁護士調査の交付した事については、私の理解としては、要は役場として事務調査の延長だというふうに事務調査をしている最中に調査する側から弁護士をたてられたという事で、こちらも弁護士をたてて調査しているというふうに理解していますので、ここに書いている文面にはあたらないのかなというふうに私は理解しましたので、予算の執行に賛成をしたというような状況であります。ですから一部採択になるのかなというふうに現時点では率直に思っております。
○委員長（村上忠弘君）　内ケ島君
○５番（内ケ島祐一君）　私はこの調査というのは補助金に対しての疑義があるのという事

での調査で、補助金の使い方、目的通り使われているのか、書類がきちっと残っているのか。そこで規則にあるように色々町長が返還とかという規則になっているのだけれども、そこで一回区切らないと、全容解明と言いながら、補助金が何に使われたかといくと、先ほど言っているように３年５年かかってくるかも分からない。１回ここで補助金が目的通り使われているのかをちゃんと調査しないと中々いつまでたっても解明出来ないのかなと、そういうふうに思っております。それで今回の紹介議員にもならせて頂いています。それで全部妥当だという事でお願いいたします。

○委員長（村上忠弘君）　日置君。

○１１番（日置紳一君）　請願の１について、実態解明と再発防止に向けた調査についてという事で、この事は今回の件では私も必須事項であると考えております。しかしながらこの請願はこの調査は議会に対しての調査だと思うので、私はやはり町と連携を取った調査でないと行き詰ってしまうのではないかという考えです。それはなぜかと言いますと、議会には他の団体の中身についての調査権は与えられていませんので、こういう言葉を使っていいのかさっき向井議員の話になったら困るのですが、今現在行われている町が行っている弁護士の調査のいずれは使って良いかわかりませんが、駄目なら訂正します。刑事事件の方に発展していくと考えられると私は思っていますので、そうなれば議会が手のおえるところではなくなってしまいますので、やはり議会独自で調査、この事の実態解明についての独自の調査には全容解明はちょっと無理かなと、ここはそう思います。それと再発防止に向けた、ここはどんな事をしてもやっていかなければならない事で、私も本当は最初解明されてからと思っていたのですけれども、先ほどらいより同僚議員の村瀬さんから話があるように、３月議会に予算が出てきた時にこのままの状態でそのまま受けられるのか。そんな話にもなりますので、再発防止に向けた事だけをしっかりやっておけば、予算出てきた時にとりあえずは手を打っていく事ができるのかなという思いをしています。請願の２番目についてですけれども、観光協会とソーシャルタウン今金協議会が委託をしている先の担当者といいますか、その方が弁護士をたてた事により、調査する側も弁護士をたてなければ接見すらできない、そういった事態となったという事です。本来であれば補助金をもらって事業を行っているこの２つの団体が弁護士を頼んで調査をするのが私も筋だと思っておりました。そういう意見も協議会の中で大分言わせてもらいました。しかし補助金は事業の分の補助金しかもらっていない団体なので、当然弁護士を雇うような予算は出てきませんね。しかしながら、ただ町が補助金をだしている町がこの弁護士を雇って調査をするのであれば、請願の中身もそうだと思うのですけれども、私もそれを思っておりました。これは言葉は悪いけれども泥棒の追銭になってしまうよと。そういう考えだと思うのですよ。請願を出してくれた人の考えも。そのまんま私も思っておりました。しかし全容解明しない事にはそれこそ補助金の返還命令も何も出来ないわけですから、それを行っていくため、また国からの助成が入っていますので、これはやはり町が予算を立てて弁護士を雇って対面していく、これは根拠も妥当性についても

あるのではないかと私は思って予算の時に賛成させてもらっていますので、ですから私も再発防止に向けたという部分、一部採択だという事でお願いいたします。

○委員長（村上忠弘君）　川上君。

○８番（川上絹子君）　私は請願の意見に関しては願意妥当だと思います。そして２のところは私達議員は皆理解して、その時の理事者の説明とこれからの告訴告発に向けての事が起きる場合が起きた時には、弁護士とかを頼んでいて、ちゃんとやっていた方が自分達素人では出来ないという説明があったために、その時は賛成しました。それでだからこれが町民の人たちには説明がちゃんと行き届いていないから不思議だと思うのだと思うんですよ。最初は議員の中にもなんで弁護士代金を町で払わないといけないのかなという疑義があったのですが、ある程度説明を聞いて自分達には手に負えない段階に入っているからやはり弁護士さんを頼まければ仕方が無いという形で賛成という形を出しました。ですからもし２番に対しては説明をもっと理事者が出来る機会があれば、町民会議や町民の話合の時にでも、その弁護士の頼んだ事の説明をして頂いたらそれで良いと思います。後はこの件に関しては説明をしてもらうという事で全て請願に対しては願意妥当として受け止めました。

○委員長（村上忠弘君）　向井君。

○９番（向井孝一君）　私は先ほどらい言っているようにこの請願というのは議会が無条件で私は採択するべきだと思います。というのはやはり町民と我々議会の中にも共通した情報というのがあまりない状況の中で、我々も持った情報をこれは町民に説明責任があります。これは条例にうたっているわけです。それともっと心配な事はきちっと議会がこの事に対して色々な意見、今聞かされましたが、やはり理事者にむかって色々な事を要求していく事が大事だと思っておりますので、私はこの常任委員会で調査項目をきちっとさせて、今後の行動に移して頂きたいというふうに思います。それともう１点先ほどらい弁護士料金どうのこうと言いましだけれども、やはり弁護士を頼んで町費で雇うという事は、理事者として何の目的で何のためだという町民に対して説明する責任が絶対にあると思うのです。自治法上。しかも弁護士を頼んで、ただの調査で終わるという話なわけではないでしょう。やはり皆が賛成したのが、調査をして告訴まで行けるという最終の判断があったと思うのです。自分はそういう判断で賛成したつもりでいました。以上です。

○委員長（村上忠弘君）　村瀬君。

○１０番（村瀬　廣君）　さすがに１０人目となると新しい発言はありません。まず町民の１人してこの請願を出された願いは私は理解します。ただし（１）についての交付金事業についての実態解明、私、議会としては出来ないと判断をしています。それは今までこの案件、理事者から７月にまず１回目を聞いて、流れ、相手方の手の内を聞いた中では議会としてこれは大変難しいものがあるという事では、理事者の報告を信頼し、今まできました。今までそれぞれ議会運営委員会の中と全員協議会の中等でも調査特別委員会の設置の声もありましたが、やはり私は議会としてはなかなか難しい案件だなという事ではそ

れには賛成できないまま今日にいたりました。よって（１）については、今後の再発防止これは多分中身が分かるにつれて、どの点がきちっとやらなければならないのかが見えてくると思います。それはそれで再発防止策を練るという事と、それからこれからこれ以外の補助事業にも色々と町から助成を出しています。そういった補助事業、予算が見えたときにきっちりと議会側から中身を精査するなり、注視していく事が再発防止に繋がると思っております。この点については議会として取り組めると思います。（２）は皆様が言われているとおり、確かに町民の方には知りたい部分が多くあると思いますけれども、相手がある事によってのこちら理事者の取り組みの報告を我々は受けていました。よって町民に聞かれても、それ以上の調査の中身について話す事も出来ないままここにきました。よってこれについては、この案件の解決に向かうにつれて、町民に報告出来る時期がくるかと思っております。よってこの調査というのは（２）ついては議会として取り組めないと判断します。以上です。一部再発防止策は取り組みたいと思います。

○委員長（村上忠弘君）　一通り委員の皆様から意見を頂きました。この事は今日どうのこうのという判断には至らないわけでございます。再度、後日に結論として出したいと考えております。まとめとして出したいと思います。それについては正副委員長と事務局とお話をして決めていきたいと思っておりますが、これにご異議ございますか。向井君。

○８番（向井孝一君）　今日の意見を聞いていると採択するという意見の方が多いですよ。それを決めないで後日。そんなにのんびりしている場合ではないと思うんだよな。もうすぐ新年度の予算審議が始まるのですよ。やはり今決めて、何をやらなければならないのか。まずはこの請願書に対して私は妥当だと判断をして進めるべきだと思います。後程という事にはならないと思う。今日まだ時間があるので。やはり先ほど委員長も皆様の意見を聞いて、当然妥当だという意見が多かったと私は判断します。それで三役で後程という事には私はならないと思う。ここで結論を出して頂きたい。

○委員長（村上忠弘君）　私としては、今日皆様から聞いた部分をですね、願意妥当だという意見が多かったとは思うのですけれども、一部妥当だという方もおります。それについてはこの請願の取り扱いについてをもう少し慎重に審議をしながらやっていきたいというふうに思っております。切った貼ったという事では終わらせたくはないと思いますので。村瀬君。

○１０番（村瀬　廣君）　今、委員長の取り計らいで１０名の委員から意見を聞き、この請願の思いを聞きました。私は今、向井委員が言われるように全てをまとめて妥当だという意見は１人か２人しかいなかったと思う。よって皆様のそれぞれの意見をメモしていると思います。そのどの部分を妥当だとして取り組むのか。これは出来ないという意見もあったと思います。正副委員長で案をまとめて頂き、次回これでどうですかと出して頂きたい。それについてまた議論をすればいいと思います。今どれを取り上げるというのはかなり難しいと思います。

○委員長（村上忠弘君）　今日のところはこのように意見を拝聴という段階で。苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　先ほどの話でいくとどれを取りあげて、どれを取り上げないのか、取り上げない等の理由についても当然付いてくると思うのですけれども、その辺もこの請願書を出された方に対して報告はされるのでしょうか。
○委員長（村上忠弘君）　それはまとめた段階で報告になると思います。まとめをした段階で。今日は難しいと思います。
○１番（苅屋泰裕君）　まとめの段階というのは、この請願を願意妥当として取り扱うか、取り扱わないかという時点でしょうか。
○委員長（村上忠弘君）　そういう事です。
○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。
○委員長（村上忠弘君）　再度お願いです。今日出された意見の集約。それからまとめについては後日、正副それから事務局と協議した後に結果報告として出したいのですが、これにご異議ありますか。向井君。
○８番（向井孝一君）　最終的にはそういうふうになるというのは分かるのだけれども、まとめの部分を最後もう一度しっかり議論をしないと本当のまとめは出来ないはずでね、それでね商工会、それと観光協会、ｉスマイルの代表者３人をここに参考人招集をして頂きたい。
○委員長（村上忠弘君）　そこまでしなければならないでしょうか。これはいま請願を取り扱う部分での協議なので。
○８番（向井孝一君）　ですからまとめた後にそういう事も。
○委員長（村上忠弘君）　それはその時の意見として出して下さい。
○６番（岸　徹也君）　委員長。ｉスマイルと先ほどから言っていますが、ソーシャルとまた別ですから。そこは訂正をしてもらった方が。
○委員長（村上忠弘君）　今、指摘がありました。ｉスマイルではなく、ソーシャルタウンという事ですので、その辺をまた言い直して下さい。
○８番（向井孝一君）　ちょっと待って。ソーシャルタウンというのはｉスマイルを作るための協議会みたいなあれでしょ。ｉスマイルの社長は別にいるわけでしょう。ソーシャルの会長が社長になっているわけではないのだから。
○委員長（村上忠弘君）　ｉスマイルとソーシャルは別物ですから。
○８番（向井孝一君）　いや、別物じゃないけれども。
○委員長（村上忠弘君）　いや、別物なの。この請願の中には全部ソーシャルという文言で出されていますよね。ｉスマイルとは違いますから。それは分かります。
○８番（向井孝一君）　それは分かるけれども、ソーシャルの会長が社長をやっているわけではないでしょう。
○委員長（村上忠弘君）　向井君の発言の中にはｉスマイルという言葉が、これはここには出て来ていない文言なのですよね。
○８番（向井孝一君）　確かにその通りなのだけれども。

○委員長（村上忠弘君）　だからその辺をきっちり精査をして下さい。ソーシャルタウンという言葉に直して下さい。休憩します。

休憩　１１：００
開議　１１：１２

○委員長（村上忠弘君）　休憩を解き、開議します。もう一度繰り返します。本日皆様からだされたご意見については、正副委員長、事務局と協議し、まとめをして後日その結果を会議で報告をしたいのでありますが、これにご異議ございませんか。案として。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（村上忠弘君）　ありがとうございます。ではそのように決定をいたしします。次にその他を議題といたします。委員の皆様から何かございますか。ないようですので、本日の総務産業常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会　１１：１５